

平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成23年9月14日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成23年9月14日 午後1時00分			川野高實	
及び宣告			閉会開議			
		平成23年9月14日 午後2時23分			川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務局 局長	長友浩一	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例
- 日程第3 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 日程第4 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第17 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第18 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
- 日程第19 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除
- 日程第20 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第4工区）請負契約の締結
- 日程第21 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第6工区）請負契約の締結
- 日程第22 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第7工区）請負契約の締結
- 日程第23 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

平成23年9月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○11番 宇田川 亮君

今回消防施設等整備事業を行うということで、促進計画の変更を行うということですが、
どういう事業を何時頃行うのか、中身について具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成23年度に大型タンク車の更新及び消防救急デジタル無線の基本設計として4500万円の事業費が上げられています。

平成24年度には化学車、査察車等の車両の更新、消防デジタル無線の実施計画ということで6210万円等が上げられています。

平成25年度におきましては、高機能通信指令システム、消防本署の救急自動車の更新、消防救急デジタル波の無線等の設置工事等で4億2200万円程の事業費が上がっています。

平成26年度には梯子車の更新、若宮出張所の救急車の更新、消防デジタル無線の関係で、設置工事費等で3億7800万円程上がっています。

平成27年度には鞍手出張所のタンク車、消防のデジタル無線の関係の工事費等で3億7400万円程事業費が上がっています。

平成28年度には、若宮のタンク車の更新等で4400万円程、平成29年度で小竹町の小竹出張所のタンク車等で3700万円程、トータルで約13億6000万円の事業費が直方・鞍手広域市町村圏事務組合幹事会の案として計画されています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の事業主体は一部事務組合ということで、トータルの工事費が13億6千万円ということでしょうが、過疎地域自立促進計画の変更ということですので、過疎債の関係になって来るとは思いますが、その関係については金額の分も含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先程申し上げました事業費約13億6千万円の内、過疎債としての本町の対象事業としましては約3億9千万円が過疎債の対象事業という形になると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の事業計画が平成22年度から27年度となっています。先程言われた中身で28年度、29年度のことも言われましたが、3億9千万円の過疎債は28年度、29年度分は入っていないということでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程の3億9千万円につきましては、申し訳ございませんが平成29年度までの事業費ということになりますので、過疎債の対象としましては平成27年度という形になりますので、事業費としては約3億7千万円程度になります。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

同じく当該の53号の中で、産業の振興についてです。事業年度計画の22年から27年と、溜池の整備事業の中で、事業債が県営という形の中で、年度毎とか、事業費の概算等が概略的に分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

上松尾に上松尾池と丸尾池がございます。総事業費としては約2億5千万円でございます。22年度から開始しまして、22年度は調査、測量、設計として1600万円。平成23年度は上松尾池の堤体底緋、斜緋、余水捌の工事を行い約9千万円。

24年度は上松尾池の張ブロックと丸尾池の改修工事、堤体、底緋、斜緋、余水捌、張ブロックを行うようにしてまして24年度も9千万円でございます。25年度に仮設道路の撤去等で5千万円。26年度は完了しまして、残工事、手直し等があったらということで300万円の予算を計画しています。

27年度は室木の裏田池の改修工事を計画しています。これが約9千万円でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第53号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

用語等の統一に関する措置条例は条例だけの分ですか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この措置条例によって統一を図るものは条例に関するものだけです。規則等に関するものについては、また措置規則を作って統一を図ります。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ということは規則の方はまだ作られていないということでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

条例の記述を待って同様の対応をしたいと考えています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ちょっと関連質問になるか私自身分らないのですが、鞍手分校が豊翔館に変わっていますが、例規集の中にまだ規則の中で鞍手分校の名称が残ったままになっている部分があるのですが、その辺との関係といますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

本条例の第6条 表記の統一というところがあります。第2条から前条までに規定するも

のその他、条例の表記はその内容を変えることなく統一するものというのがあります。それで機関名、学校名とか、固有名詞で既に変わっているものというものは、この条文の中で統一をして行くということになります。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

提案理由の中で地区計画を策定する必要があるため、こういった作成手続きに関する条例を定めるということになっていますが、この地区計画の定義として、ここにある当該見直しを行う地域の特性に相応しい対応を備えた云々とありますが、当該見直しを行う地域の特性というのは具体的にどういうことを指しているのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。今回地区計画という形で条例を出させて頂いていますが、これは基本的に鞍手町の用途地域を設定した時に、当時の人口2万7000人、これで用途地域が設定された。これまでも用途地域の見直しを図って行きたいということ、機会ある毎に申し上げていましたが、どうしても用途地域を変更する場合の決定機関は鞍手町の都市計画審議会にございます。これに県の最終同意というものが必要でございます。

今の用途地域を現在の人口で見直して行きたい。例えば企業、商業の誘導地域、住宅地域と、こういった見直しをやって行きたいのですが、最終的に県の同意の中で規制緩和ということになって来ます。

そうなりますと同意が取りにくいということで、今回県に鞍手町の状況、インターチェンジの開設等の社会情勢の変化といったものを持ち込み相談いたしまして、最終的にこの地区計画で用途地域の中をある程度厳密に、企業誘導地域或いは住宅地域の細分化を行って土地利用を図るという方向で行きたいということで、その前提となる条例を定めるということにしています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

地区計画自体は、文書的に言うと見直しを行う地域の特性ということになっています。一般的には都市計画法の中に、土地地区計画という定義が定められているのです。それは用途を見直すとか、見直さないとか、用途に定められている、定められていない等は関係なく、例えば建築物の建築形態、公共施設、その他の施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性に相応しいという前段が付いているわけです。

この前段がなくて、ここの見直しを行う地域の特性というと、全然文書が違って来るので、ここのところはきちっと都市計画法にある地区計画というものを押さえて、そういった上で提案をして頂きたかったというのがありますので、ここの地区計画としては私が言うように都市計画法に定められている地区計画ということで考えていいのかどうかの答えをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的には今言われるとおり、都市計画法に定められた定義に基づいてやって行くということになります。

先程用途を絡めて申し上げたのは、用途を指定しても全く土地が活用されていない。例えば住居にしているも、住居が全く増えないという地域をそのまま行きますと、当然規制を掛けたままということで、将来的に土地活用も図れないということで、いま言われた地域の特性はございます。工場の張り付いたところ、或いは住宅の張り付いたところ等は今後都市計画法に基づいて、地権者等の同意から手続きを進めて行く必要がありますので、こういった部分も含めて該当地区の説明会等の手順を踏んで、初めてやって行くということになります。

先程言いましたように、これをやっておかないとそういった設定が出来ないということで今回上げさせてもらっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

都市計画法に定められている、地区計画という定義で行くということを確認出来ればそれでいいのです。この中にありますように、用途地域に定められていない土地の区域の中で、ロとして建築物の建築またはその敷地の造成が無秩序に行われ、または行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等から見て、不良な街区の環境が形成される恐れがあるものと。要するに指定されていない所がこのようにされることもあるということもありますので、ここは見直しだけだったらどうしても用途地域が指定さ

れているところを対象とした地区計画というふうにも読み取れるので、そのところは確認をしておきたいと思います。

もう一つは、16条の2項によって大きく定めるとなっていますが、16条は公聴会の開催等の中にあるのです。ですから案の作成手続きに関する条例を定めることと同時に、公聴会の開催についても条例で定めるべきではないかなと思います。

近隣を調べて見ましたら、今回提出されている条例は大体あるのですが、公聴会の開催については半分ぐらいのところしかないのです。

関連になって申し訳ないのですが、より多く町民の方に知ってもらう意味で公聴会の開催に関する条例も整備する必要があるかなと思いますので検討して下さい。

これは広告するわけですが、条例の中で期間が定められているので、広告するのかどうか、広告日を事前に町民の方がどういう方法で知ることが出来るか、それはどうなっているかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目、今回見直しというのは用途地域の部分を含めてやります。今後指定のないところについては現在の都市計画法、大規模開発3千平方メートル以上ですか、これについては当然規制が掛かって行くと。用途地域を広げるためにはいろいろな面で地権者等の同意もいりますし、これについては時間を掛けて慎重に、ゾーニングの中でも考えて行くべき項目だと思っております。

次に公聴会ですが、都市計画復興法に基づいて手続きを行います。具体的にこの区域をやるというときに広告を出しますし、縦覧期間中に公聴人の募集を行いまして、応募があれば公聴会を開催するという形に手続きはなっていくと思います。

そういった場合は、地元の同意が第1段階になりますが、次に住民に供覧に供すると、その中で公聴人の募集を行うという形になると思います。

これは告示という方法になります。告示をして、広報との関係がありますので、そういったお知らせの手段は広報が一番だと思いますので、期間を設定してそういう形を取りたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

本年度から個別補償制度が本格実施となるわけですが、この内容についてもう一度確認しておきたいので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農業者個別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ると共に、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としています。

平成22年度には米に対する助成や水田転作の麦、大豆を対象とする水田活用の所得補償をモデル対策として実施しました。平成23年度はこれに畑作の所得補償を加えて本格実施するものでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回会議設置条例の一部を改正するということですが、この会議の持ち方、どの位のペースで開くとか、またどういふ話をするのか、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

会議については、大体年に1度の開催を予定しています。その開催につきましては協議会の主な役割ということで、所得補償制度の普及、推進、対象作物農業者別生産目標設定ルールの検討、農業者に対する説明、交付申請や営農計画等申請書の配布、回収、対象作物の作付面積等の確認。農業者の作付面積等のデータ入力の処理、産地資金の要件の検討、農地集積不拘束放棄地の解消のための推進活動、集落営農の法人化支援という事業を予定しています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の13頁をお開き下さい。

2款 総務費について、13頁から14頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

13頁のコミュニティ活動推進事業費で510万円上がっています。その中身についてと、税収入の還付金が700万円上がっていますが、これは個人か企業なのかの中身についてもお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

企画総務費のコミュニティ活動推進事業費についてお答えいたします。

この510万円の内訳は、上木月区によります一般コミュニティ事業として250万円、弥生区の一般コミュニティ事業として190万円、青少年の育成ということで、南陵太鼓が70万円という内訳になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

税収入の還付金についてお答えいたします。

これは法人町民税、個人の税を含めたところで計上しています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ご説明頂きましたが、コミュニティ活動推進事業について、上木月区の一般コミュニティ事業とか、弥生区の一般コミュニティ事業に予算が付いていますが、どういうコミュニティ事業なのか、どうして2区について予算が付いたのか、コミュニティ事業の募集をしていたのか私もよく分かりません、もうちょっと詳しく中身を教えて頂きたいということと、税収入については法人税と個人と合わせてということですが、比率として個人が幾らとか、法人は幾らぐらい分かればお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このコミュニティ事業につきましては、平成22年度の申請で23年度分となっています。この募集につきましては、平成22年度の4月の段階で区長会の方でこの事業があるということで、コミュニティ事業の募集を各区にお知らせしています。

上木月区、弥生区につきましては、それぞれの地区活動に伴う備品の購入としまして、地域の祭り等に伴いましてイベントの太鼓、法被、のぼり等の備品の購入ということで、それぞれの事業費が上がって来ています。

南陵太鼓につきましても、広報等で募集を行いましてその事業が上がっています。内容としては親子での太鼓作りということで、青少年の健全育成を図るということで、事業費が上がって来て、これを平成22年度中に申請しまして、通常であればもう少し早い時期に決定するのですが、今回東北の地震の関係で決定が遅れまして、今回の予算の追加補正という形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

還付金の内訳の法人、個人の比率ということでございます。これは主に法人を考えています。8月以降に決算を迎える法人が95法人ほどあります。

今のところ数年続く経済情勢は好転していないという状況があります。このままで推移すれば予算が不足する恐れがあるということで、今回補正をさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

コミュニティ活動事業の募集については、区長会を通してということでしたが、コミュニティ活動は区だけがしている訳ではなく、他にもいろいろな活動があるわけです。広く一般に事業に対して補助事業があるということを教えて頂いた方が、いろいろな団体に対して広く薄くというか、多くの活動をしている団体に渡るのはないかと思います。

限られた地区で、多額の補助金を出すよりも町全体のコミュニティ活動を盛り上げて行く上からも、私は必要なことではないかと思いますので、今後もこういった推進事業費が付くことがあるのであればそのようにして頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この分につきましては一昨年もあったのですが、基本的には広報にもお知らせをいたしています。南陵太鼓は一般応募ということで来ています。

区長会については、例年年度の初めに区長会がありますから、その中でこういったメニューの部分で活用出来るものがあればということで、お知らせをいたしています。区長会は応募が多ければ抽選をして頂いて、足りない場合は先送りで、また応募して下さいということ

で、両方で実際は行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

14頁の一番上で、戸籍住民基本台帳費の中の外国人住民基本台帳システム等改修委託料ということで1908万9千円上がっていますが、これは一般財源と書いていますが、国等からの補助、交付税措置はあるのか、ないのかお願いいたします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。この法律の改正に伴う改修でございます。これにつきましては、7月に説明会があり、国からの説明がありました。

その中で、この分については交付税措置で対応するということが報告がなされています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、15頁から17頁質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

16頁の民生費なのですが、人権推進事業総務費の職員手当と、隣保館運営費の職員手当が、差引が入れ替わった数字そのままになっているのですが、これはどういうことですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この隣保館運営事業費の補助金の関係で、指導職員の給料に今まで補助金を充てて充当して来ていましたが、先般他団体で会計検査が行われまして、この補助金は隣保館業務とその他の業務を兼務する職員の給料に充当することは適当でないということで指導がなされています。指導を受けた団体以外でもこういったケースがあれば改善するようにと通知をされたので、これまで担当の児童人権班長の人件費に充当していましたが、班長の場合隣保館業務の他にも多様な業務に兼務することになりますので、隣保館の業務を主に担当する職員に充当するような形で組み替えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、18頁から20頁まで質疑はありませんか。

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

19頁の8款 土木総務都市計画費の中で、工事費が779万円組んでいます。これは先日の一般質問の中で議員の質問の中の説明で概略は分かりました。過去に公有地を処分するとか、企業進出についてはオーダーメイドによるということが再三使われています。

今回もこういう形で予算を貼り付けしたのかということをお尋ねします。過去に町有地、公有地の企業の進出とかというものが、オーダーメイドによって企業の希望によって造成して、処分して行くのだという答弁があったが、今回もこういう具体的なものがあっての計画がどうか答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは先日も質問を受けまして、中山西区用地、鉦害試験地跡の田んぼの分です。ここについては、今回国土交通省から土砂を頂くということで、造成費がかなり安く上がると。それまで当然オーダーメイドということで申し上げていましたが、この土地につきましては造成費がかなり安く上がるということから今回踏み切っています。

最終的には最小限のコストで造成したいという部分で上げさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

そうであれば、結局オーダーメイドという言葉を使わないでやって頂きたいと思います。聞けば遠賀川の浚渫土を持って来るということと言われます。只かは知れませんが浚渫土は造成等に向かないのではないかと思います。これは何年も放置しないと利用出来ないのではないか。

町長はパイルを打ってするのだという説明もありました。しかし公有地の利用計画もないのにこういうことが果たして、予算を付けてやるのかどうかということをお答え願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目、オーダーメイドということでございますが、町有地、今まで土地活用ということで町有地の活用を図って行きたいということは、これまで申し上げて来ています。

土地が広い場合には企業の希望に応じて、どれくらいの面積で、どういうふうということをお聞きした上で造成するか、或いは企業サイドで造成するかということでオーダーメイドということをお申し上げて来ています。

今回の場合の鉦害試験地跡につきましては1万8千平方メートルぐらいありますが、画地、

四角い活用のしやすい土地ということで、ここについては今まで企業がかなり来ています。実現するかどうか分かりませんが希望があるということから踏み切る。

次に、浚渫土ということでございますが、国土交通省から土質等の資料も見せて頂いています。現在詰め協議を行っていますが、その中で土質については浚渫土ですから盛り土に向かない土もあると聞いています。その中で砂質系の盛り土に適した土については、ここに持ち込むということで大体話を詰めていますし、万が一土が悪い時は改良して使用したいという細かい詰めを今やっています。盛り土に適した土砂を持ち込むということで協議を進めています。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

今浚渫土は定かでない、改良して利用したいということですが、どこが経費を掛けて改良するのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今申し上げましたのは、国土交通省は基本的に盛り土に適した土砂を搬入するというふうに聞いています。どうしても不都合のある場合、改良が必要という時は国土交通省が改良して、その土砂を持ち込むということで、その分については町の費用は一切掛からないというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

18頁の労働費 緊急雇用創出事業の中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。この緊急雇用の工事請負費につきましては、町内を3地区に分けて、その3地区の中に於ける公共施設や町有地等の除草、樹木の剪定、雑木等というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

町内3地区に分けてということで、具体的には何処をどうするというのは決まっていないのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

細かい内容については図面に上げていますが、通常労対或いは道路橋梁で除草をやっていますが、その部分は含んでいません。それ以外で一昨年、昨年も実施していますが、樹木等が大きくなって手が及ばないというものを、大きく剪定しますと5年、10年保てるということでそういった部分をピックアップして対応するようにいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

昨年度も緊急雇用事業がありましたが、具体的に言いますと剣北小学校の運動場と校舎の間に町道があります。そこの桜の枝を是非伐採して欲しいという学校からの要望があっていたと思います。

今年度に入って昭和通りで火事がありました。緊急自動車が桜の枝が張っていたもので、少し落とさないと通れないと、北小のプールの水を消火活動に使った関係もあって、緊急性の高いところを選別して頂いて、優先順位を付けてやって頂きたいと。

合わせて申し訳ないのですが、一般の土木というか労対事業は特にそうですが、例年同じ所を除草、剪定等をやっていますが、学校、保育所等の要望とずれがあります。特に剪定の関係で言えば、ここはいいからこちらをしてくれとかということをよく聞きます。中学校も農業試験場跡地のことを言われましたが、今学童は上に上がりましたから、下の方は特に何回もしなくていいのではという気もしますが、そういった部分を要望の高いところに充てるとか、そういうきめ細かい対応を是非して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

具体的に学校からの要望がどのように調整されたか、手元の資料では分かりませんが、今から発注いたしますので、調整が可能であれば北小の部分については現地調査させた上で検討したいと思います。

労対或いは道路橋梁の関係の草刈りですが、今年度の発注は終わっています。これについては例年学校の要望を聞いている筈ですが、その辺がもし調整が不足であれば、教育課と建設課と協議をさせて、今後の対応は考えて行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について、20頁から21頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

9 頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

9 頁から 12 頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○ 11 番 宇田川 亮君

9 頁で地方交付税が 3 億円上がっています。この理由として考えられるものを教えて頂きたいと思います。

○ 議長 川野 高實君

企画財政課長。

○ 企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。今回普通交付税が当初予算に比べて 3 億円ほど伸びています。その理由としまして、基準財政需用額に対して基準財政収入額が不足するということとなりますが、平成 23 年度に於ける基準財政収入額については、景気の低迷による法人税割等の減少等によりまして、基準財政収入額の方が 5500 万円程減というふうになっています。基準財政需用額につきましても予定より 7 千万円程需用額が増えています。

もう 1 つは、当初予算を編成する時に国勢調査で、速報値で人口が約 1100 人減少しているというところで、当初予算を昨年同様の 18 億円というふうに押さえたところで、確定額として 3 億円が大きく増えたという形になっています。以上です。

○ 議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○ 12 番 岡崎 邦博君

額は小さいのですが、10 頁の地域支え合い体制作り事業として 14 万 8 千円ありますが、これは老人福祉費補助金ということですが、歳出のところで具体的な事業としてはどれに充てているのかお尋ねします。

○ 議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○ 福祉人権課長 渡邊 智文君

お答えいたします。

歳出のところでいきますと、15 頁の 3 目 老人福祉総務費ですが、この中の 8 節 報償費、介護ボランティア講師の謝礼。11 節 需用費の消耗品費と印刷製本費。12 節 役務費の郵便料がこの事業の支出の部分となっています。以上です。

○ 議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○ 12 番 岡崎 邦博君

支え合い体制作り事業ということですから、こういうことでもいいのかなというふうに思いますが、分かりにくかったのでお尋ねしました。

介護ボランティアの講師ということですが、何か講演会等をされたのですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

福岡県地域支え合い体制作り補助事業というのがございまして、これは福岡県内では篠栗町がこの事業を利用してやっています。鞍手町もこの事業を取り入れたらどうかということで、中身につきましては各地域に於いて多くの高齢者の方々、65歳以上の方で介護保険料の滞納のない方が、自らが介護支援等のボランティア活動に参加することで、心身の健康の保持や増進に繋がり、介護予防に必すと考えられます。

そこで地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイントを現金に転換し、現金給付を受けることで実質的に自らの介護保険料に充てる事が出来るといった制度を構築するための補助金ということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町にこの制度は何時頃導入される予定になっているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

この事業につきましては、23年度は事業を構築するための準備期間ということで、本格的には平成24年度からこの事業に取り組むように考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

1つ聞き忘れていました。11頁の諸収入 雑入で賠償保険金95万1千円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

これにつきましては、木月で町営住宅の火災がありました。その分の保険金が入って来ています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第59号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっている議案第60号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を

設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時58分

再会 14時09分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

それではご報告いたします。

委員長 久保田正之議員。

副委員長 原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第9 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第65号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

253頁、節で積立金がありますが、ここに不用額として286万円程上がっています。積立金であれば、普通はその前の補正等で落として、こういう多額が決算の中で出て来ているのか、特段の事情があったのかと思ったのでお尋ねします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。この積立金につきましては受益者負担金を積立てることにしていますので、一応出納閉鎖の5月31日まで収入がありますので、それを見て決定してから積立てるということで、こういう措置を取っています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっている議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっている議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
只今議題となっている議案第70号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除を議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第44工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区分管渠築造工事(第6工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区分管渠築造工事(第7工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第23 議案第75号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第23 議案第75号について提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第75号は鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例案は、障害者自立支援法により本条例が引用している条文の項番号などが改められたことに伴い改正するものです。

以上が議案第75号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

日程第23 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第75号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時23分